

自給飼料をめぐる情勢について

平成18年10月
農林水産省生産局
畜産部畜産振興課

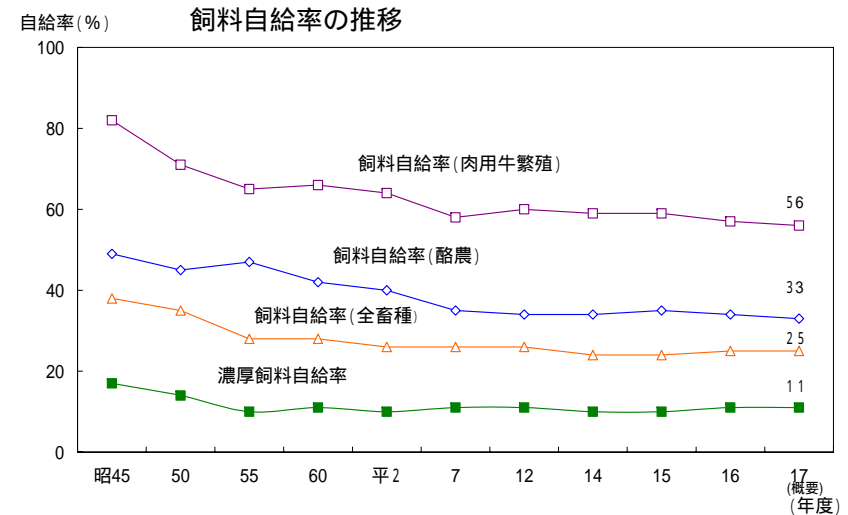
目 次

飼料自給率について		
1 飼料自給率の推移	1
2 飼料の需給動向	1
3 飼料自給率の現状と目標について	2
自給飼料施策について		
1 自給飼料政策の基本的な考え方	3
2 飼料増産重点施策について		
(1) 稲わら・稲発酵粗飼料の利用・生産について	4
(2) 放牧の推進について	8
(3) コントラクターの展開方向	9
(4) 飼料作物の単収の向上について	10
飼料の安全性確保に係る施策について		
食品衛生法におけるポジティブリスト制度の導入と対応	11

飼料自給率について

1 飼料自給率の推移

飼料自給率(全畜種)は、昭和40年度の55%から低下してきたが、昭和50年代中頃から横ばい傾向で推移しており、平成17年度(概算)は25%。



2 飼料の需給動向

近年、飼料の需要量は、家畜の飼養頭羽数の減少等を反映して、減少傾向で推移。
 平成14年度は、13年9月に我が国初のBSE感染牛が発見されたことに伴い、乳用牛・肉用牛の出荷が停滞し飼料需要量が増加した。
 17年度(概算)の飼料需要量は、2,508万TDNト(対前年度比0.1%減)となる見込み。
 飼料の自給率をみると、平成17年度(概算)においては、純国内産飼料自給率は25%(対前年度比同)、粗飼料自給率は76%(対前年度比1ポイント増)、濃厚飼料自給率は11%(対前年度比同)となる見込み。

飼料の需給の推移〔可消化養分総量(TDN)ベース〕

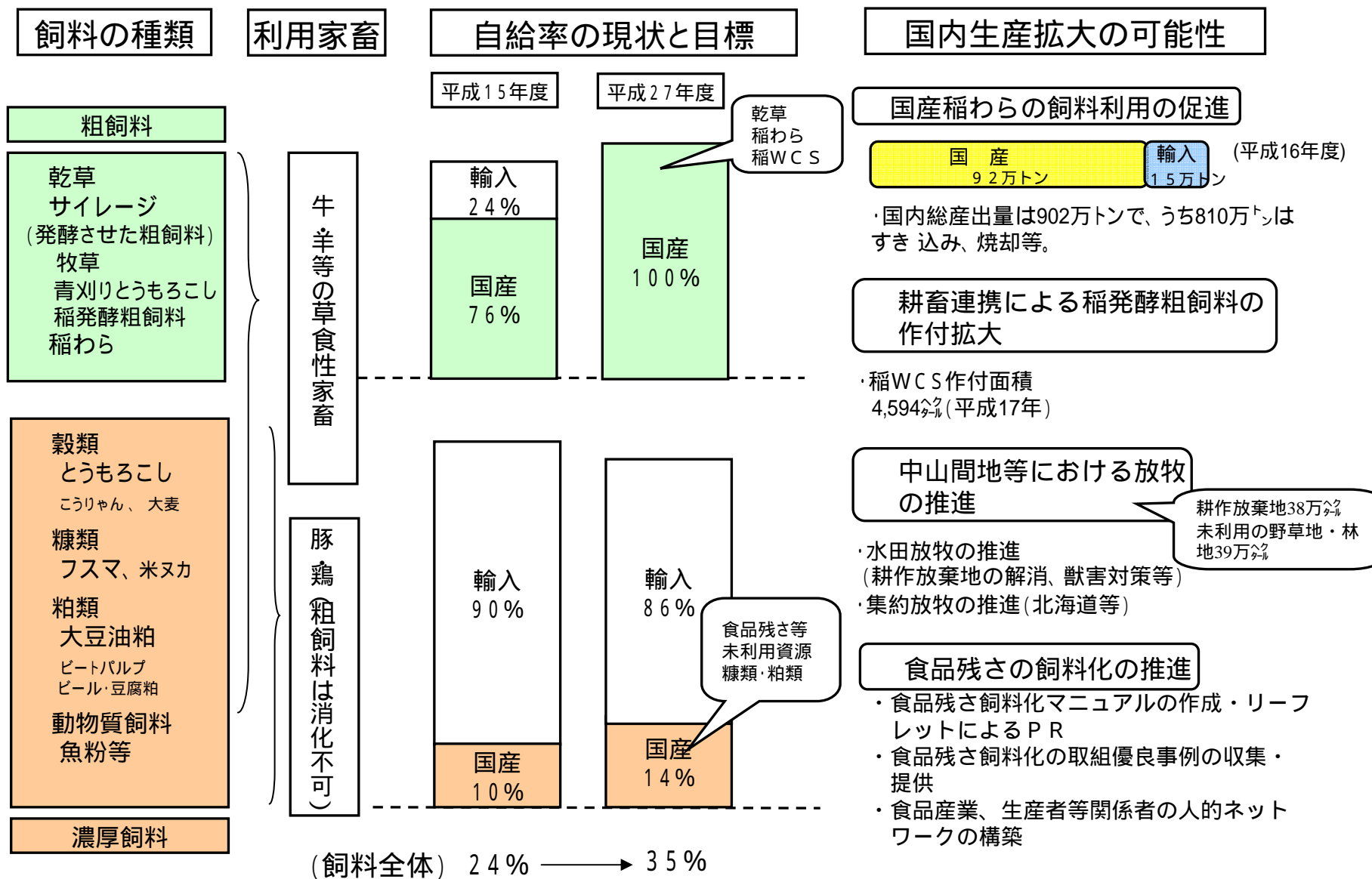
		(単位:千トン、%)								
区 分		2年度	7年度	9年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 概算	
需 要 量	A	28,517	27,098	26,496	25,373	25,713	25,491	25,107	25,080	
供 給	粗 飼 料	B	6,242	5,912	5,761	5,573	5,663	5,387	5,565	5,414
	うち国内供給	C	5,310	4,733	4,518	4,350	4,394	4,073	4,194	4,099
区 分	濃 厚 飼 料	D	22,275	21,186	20,735	19,800	20,050	20,104	19,542	19,666
	うち純国内産原料	E	2,187	2,239	2,152	1,995	1,948	1,897	2,182	2,218
諸 率	純国内産飼料自給率	(C+E)/A	26	26	25	25	25	23	25	25
	純国内産粗飼料自給率	C/B	85	80	78	78	78	76	75	76
	純国内産濃厚飼料自給率	E/D	10	11	10	10	10	9	11	11

資料：生産局畜産部畜産振興課調べ

注1：濃厚飼料の「うち純国内産原料」とは、国内産に由来する濃厚飼料(国内産飼料用小麦・大麦等)であり、輸入食料原料から発生した副産物(輸入大豆から搾油した後発生する大豆油かす等)を除いたものである。

注2：「食料・農業・農村基本計画」において平成27年度に純国内産飼料自給率を35%とする目標を設定。

3 飼料自給率の現状と目標について

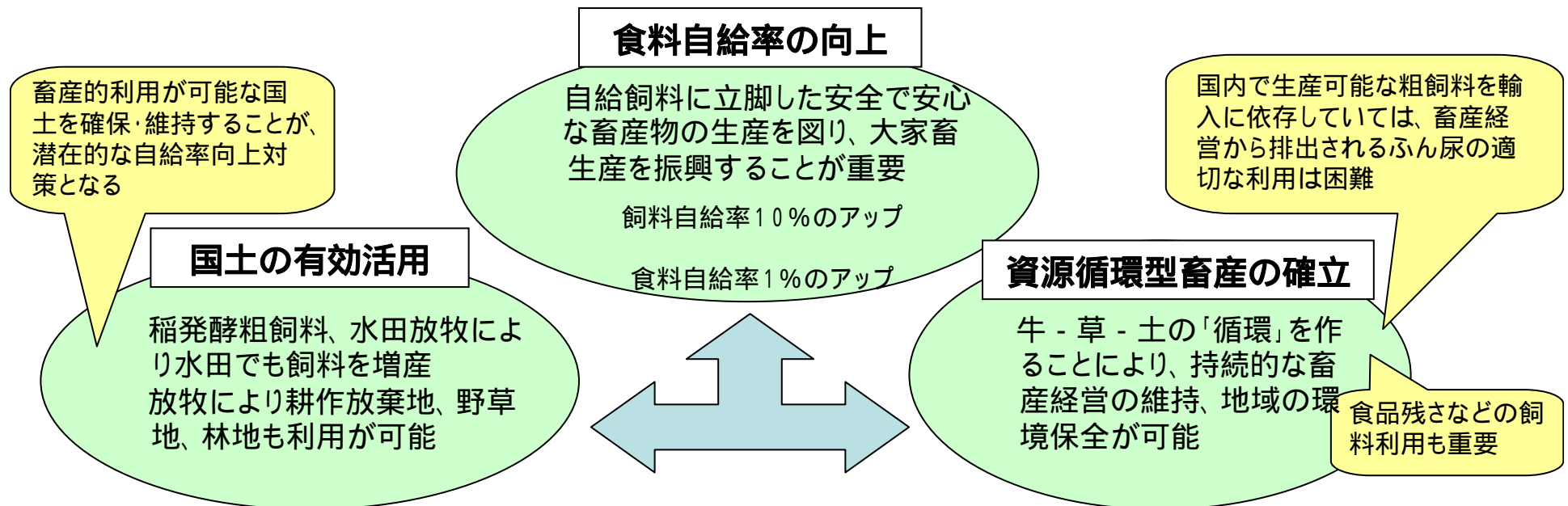


自給飼料施策について

1 自給飼料政策の基本的な考え方

輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料に立脚した安全で安心な畜産物の生産を図ることが重要。

飼料自給率が仮に10%上昇した場合でも、食料自給率の上昇は1%に止まるが、食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立の観点から、自給飼料の生産拡大が重要。



政策の推進方向

国産稲わらの飼料利用の推進
耕畜連携による水田を活用した稲発酵粗飼料(稲WCS)の作付け拡大
中山間地などにおける耕作放棄地などを活用した放牧の推進

2 飼料増産重点施策について

(1) 稲わら・稲発酵粗飼料の利用・生産の推進について

稲わらの自給率は86%。飼料自給率の向上や口蹄疫問題等も考慮すれば、今後、すき込み、焼却されている国産稲わらの一層の飼料利用を推進することが重要。

稲発酵粗飼料(稲WCS)は、稲作農家にとっては作りやすく、畜産農家にとっては飼料価値の高い「飼料作物」として、転作田での作付が増加し、最近では、稲作農家が生産・収穫し、畜産農家へ販売する事例も増加。

稲WCSについては、今後も増加が見込まれる一方、ある程度の財政負担が避けられないことから、国民のコンセンサスが必要。

稲わらの需給(平成16年度)

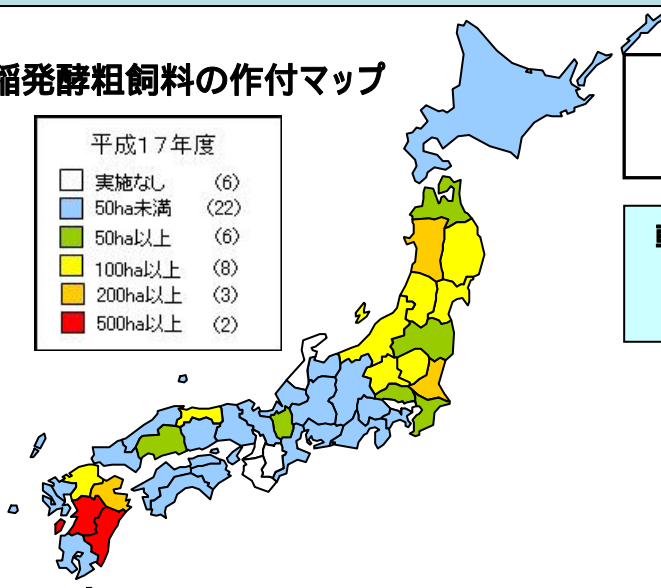
稲わら輸入量 15万ト

国産稲わらの仕向量

飼料用	92万ト
すき込み	671万ト
焼却	25万ト
その他	114万ト
計	902万ト

飼料利用

稲発酵粗飼料の作付マップ



稲発酵粗飼料の作付面積推移 (千ha)

16年度	4,375
17年度	4,594

転作作物を作付けていない水田の活用
(調整水田・自己管理水田の合計)

112千ha



稲WCS作付田とハウス繁殖牛舎



自走式専用ロールベラーの利用も増加

稲WCS作付拡大の課題

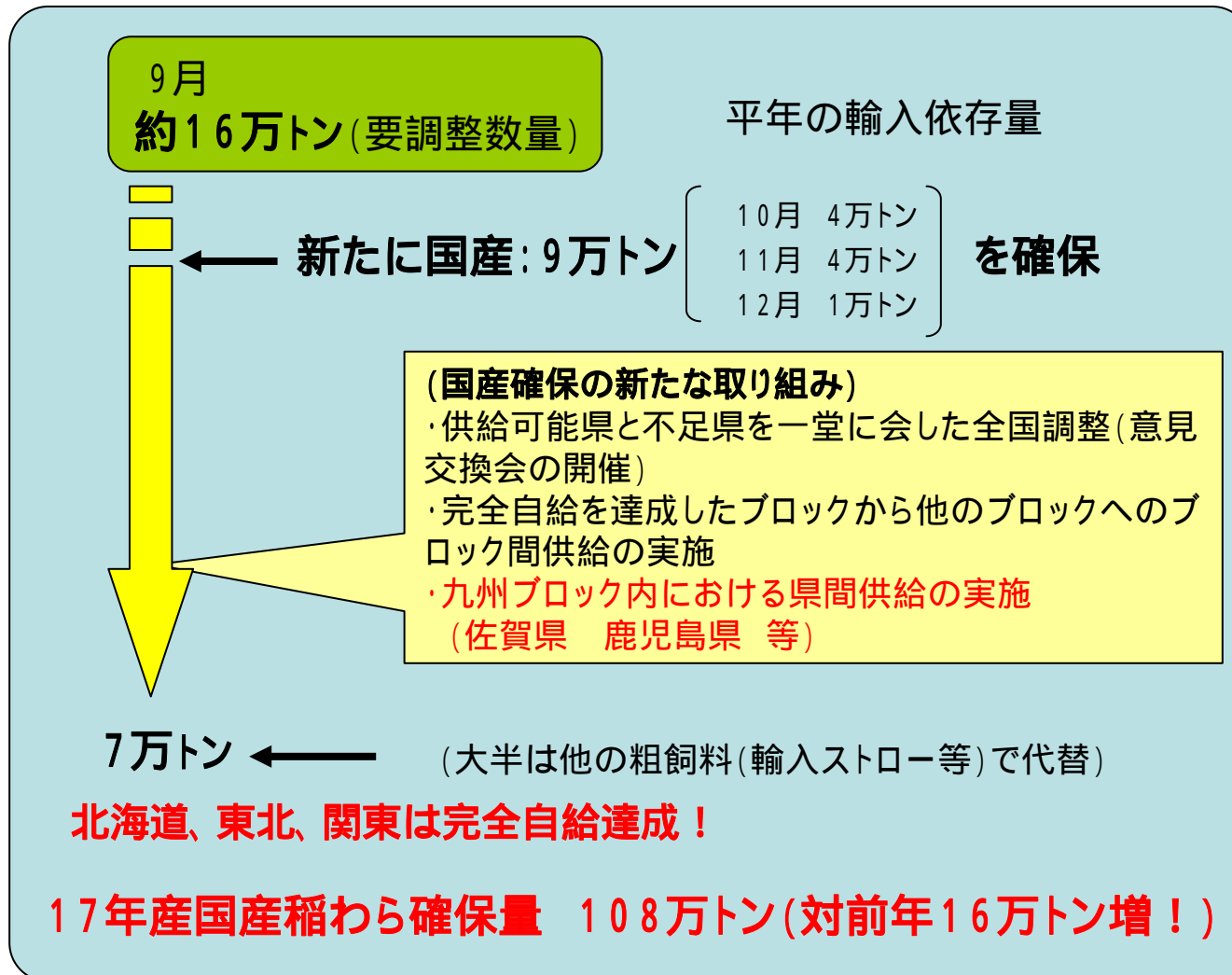
耕種農家による生産・調製の拡大
(総合)コントラクター利用の拡大
水田地帯での畜舎建設
直播き等の低コスト栽培技術の普及
栄養収量の高い専用品種の開発

稲WCSをめぐるトピック

新品種(稲WCS専用)の開発
16年度2品種(夢あおば、ニシアオバ)
17年度2品種(べこあおば、リーフスター)
自走式専用ロールベラーの導入
17年度までの導入実績113台

(参考1)

17年産飼料用稲わらの需給状況



今後、中長期的な安定供給体制の構築を図るため、稲わらの流通・保管施設を稲わら産地に整備する等の取組を推進

(参考2)

中国産稲わらの検疫違反事例と中国等における口蹄疫の発生状況について

稲わらに混入していた糞便



未加熱稲わらの混入



加熱処理された稲わら(左)と未処理の稲わら(右)



発見されたニ万メイガ幼虫

(2) 放牧の推進について

繁殖農家のコストダウンや省力化の観点から放牧の拡大が必要。現在、野草地や林地での放牧が5割を占める。

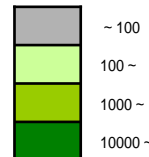
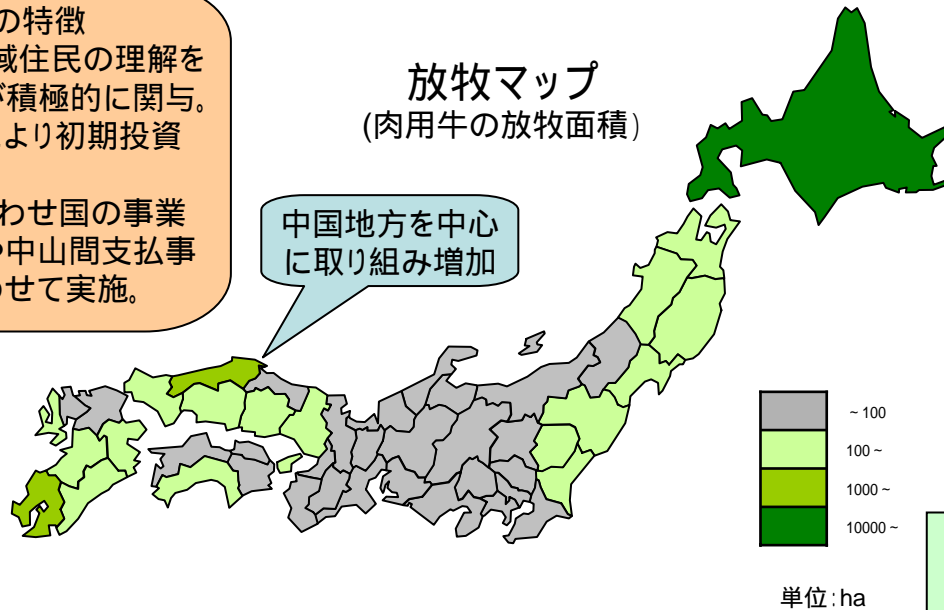
最近では、耕作放棄地や水田を活用した放牧への取り組みが各地で行われ、飼料費の低減、飼育管理労働の縮減や獣害防止などに効果があることが実証されている。

今後、中山間地域における耕作放棄地の解消や棚田保全の観点から、転作田、野草地など多様な土地を利用した放牧を推進する必要。

優良事例の特徴
 放牧を始める地域住民の理解を得るために行政が積極的に関与。
 レンタル牛などにより初期投資を軽減
 地域の実情に合わせ国の事業の他、県単事業や中山間支払事業などを組み合わせて実施。

中国地方を中心に
 取り組み増加

放牧マップ
 (肉用牛の放牧面積)



単位: ha

・耕作放棄地 (17年度)

38万^{ha}

うち農家所有

22万^{ha}

田 8万^{ha}

畑 10万^{ha}

樹園地 3万^{ha}

注) 田・畑等の内訳は2000年センサスのデータ(2005年センサスは集計中)

・未利用の野草地・林地

39万^{ha}

肉用牛の放牧について(公共牧場を除く・16年度速報値)

	戸数	面積	うち耕作放棄地、野草地、林地
・繁殖牛	3,436戸	18千ha	10千ha(約5割)
・肥育牛	227戸	7千ha	0.1千ha
計	3,663戸	25千ha	10千ha
(対15年度)	+175戸	+1千ha)	

肉用牛放牧のメリット

飼育管理・飼料生産労働の削減

購入飼料費の削減

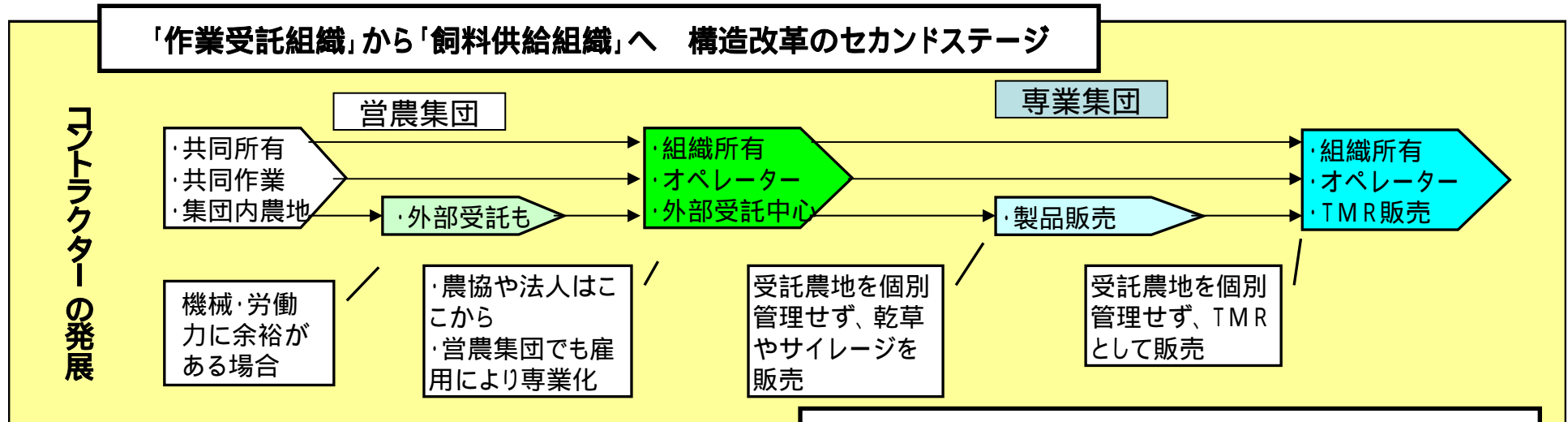
牛の健康増進

(衛生費の削減、繁殖成績の向上)

耕作放棄地の解消、未利用地利用

イノシシ害等の防止

(3) コントラクターの展開方向



「個々の経営規模拡大」から外部化による「経営改善」へ

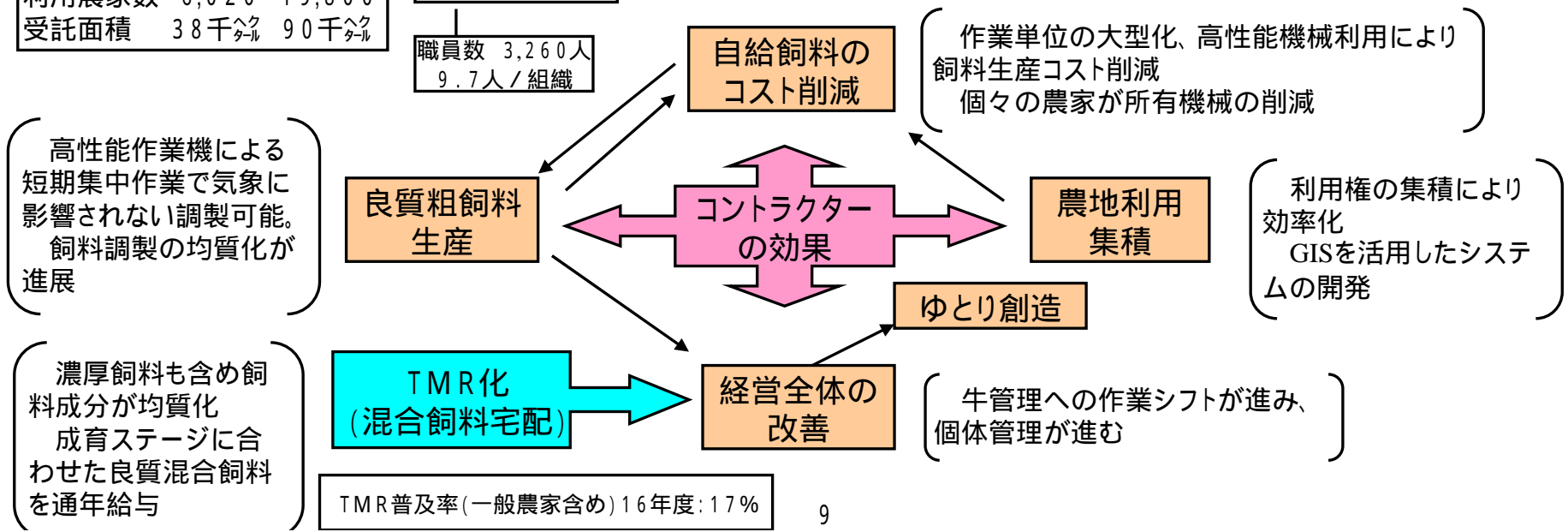
コントラクターの概要(全国)

	9年度	16年度
組織数	122	400
利用農家数	6,020	19,800
受託面積	38千ヘクタール	90千ヘクタール

経営形態別(16)

営農集団	71%
有限会社	13%
農協	10%

職員数 3,260人
9.7人/組織

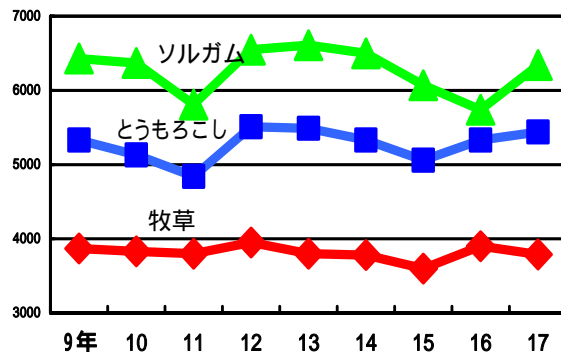


(4) 飼料作物の単収の向上について

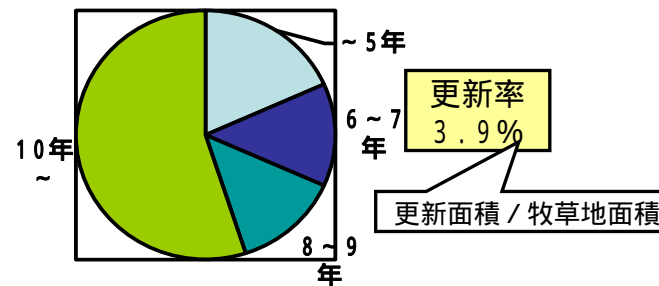
飼料作物の単収については、

- ・換金作物と違い単収向上に対する生産者の意識が乏しく、単収の高い優良品種の普及があまり進まず、また、適切な肥培管理も励行されていないこと
- ・資金的な問題等から草地更新が遅れていること
- ・取り扱いやすい牧草のロールバールサイレージ体系への移行によって、牧草に比べ単収の高い青刈りトウモロコシの作付面積が減少していること等から、低下傾向で推移
(H17年度は融雪の遅れや低温等により牧草で単収減 全国:4.0t/10a、北海道:3.6t/10a、都府県:4.9t/10a)

(kg / 10a) 飼料作物の単収(草種別)



草地更新までの経過年数



トウモロコシ用
細断型ロールベアラ

このため、今後は、

- ・単収の高い優良品種の開発や、啓発活動による優良品種の生産現場への普及と栽培管理の徹底
- ・草地更新事業等を活用した適切な草地更新
- ・青刈りトウモロコシのロールバール給与を可能とするために新開発された「細断型ロールベアラ」の導入による青刈りトウモロコシの作付の拡大
- ・優良品種の育成・利用による作付可能地の拡大等に積極的に取り組む必要。

土壌酸化防止剤(炭酸カルシウムなど)の施肥により、1.2倍程度の単収向上が可能。

条件にもよるが、最高収量の60~70%になる10年程度で更新することが適当。これにより、1.2倍程度の単収向上が可能。

根釧(北海道)においても栽培が可能な極早生の青刈りトウモロコシの品種「ぱぴりか」(17年度命名登録)を開発

飼料の安全性確保に係る施策について

食品衛生法におけるポジティブリスト制度の導入と対応

1 これまでの規制

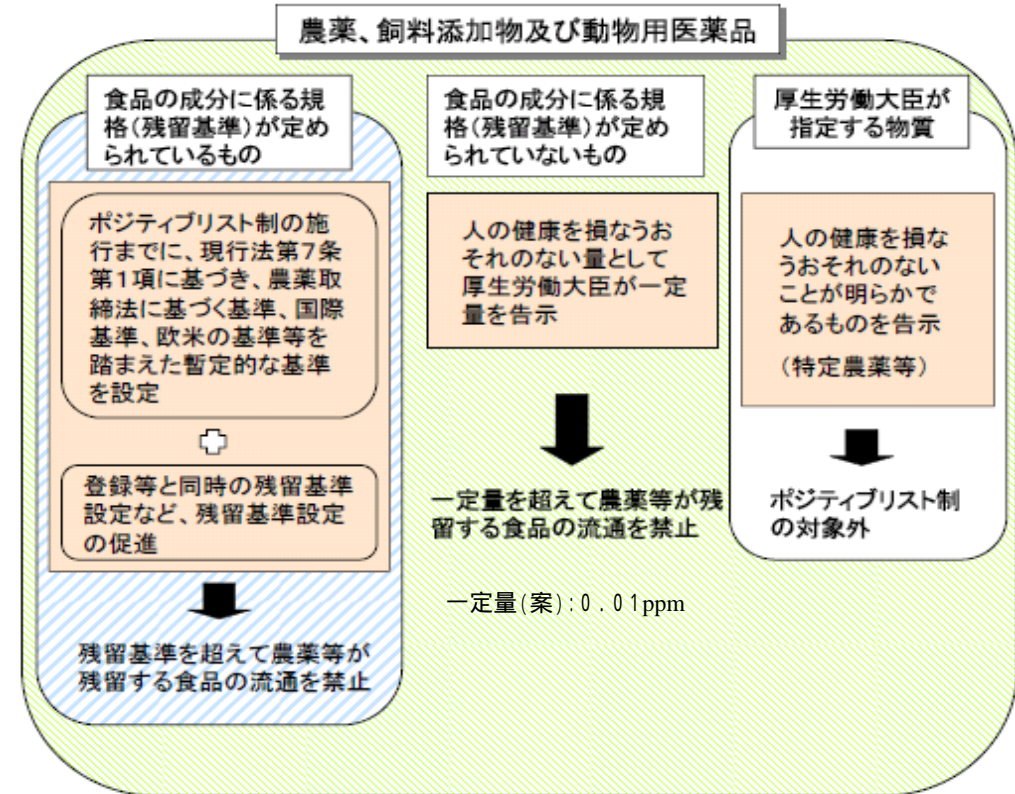
従来、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品は、食品中の残留基準が定められたものについては、残留基準を超えて動物医薬品等が残留する食品の販売等が禁止される一方で、残留基準が定められていないもの（抗菌性物質以外）については、残留していても販売等の規制が行われてこなかった。

2 ポジティブリスト制の導入

平成15年5月に食品衛生法が改正され、厚生労働大臣が指定する物質（対象外物質）を除く全ての動物用医薬品等は人の健康を損なうおそれのない量（一律基準）を超えて残留してはならず、その例外として残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないとされる制度（ポジティブリスト制）が平成18年5月29日に導入されることとなった。

3 農林水産省の取組

農林水産省としては、これに対応し、食品中の残留基準に整合性を持った、飼料中の農薬等の残留基準の設定や動物用医薬品の使用基準を設定することとしている。



飼料中の農薬残留：60物質について基準設定予定(省令)、
(現在は、40種類の農薬について指導基準設定)

動物用医薬品：使用基準既設定の22成分+2配合の基準の改正予定(省令)
使用基準未設定の40成分+8配合の使用基準設定予定(省令)

飼料の農薬の残留基準について

現行

有害物質の指導基準
農薬 40成分

省令化するもの

農薬
34成分

その他

農薬
6成分

+

新たに基準値を
設定する農薬
26成分

省令で定める基準

農薬: 60成分¹

- ・飼養試験で畜産物への移行量が確認されたもの
- ・飼料中に残留する可能性が高いもの

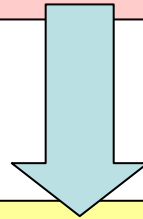
適正に農薬を使用したことを確認する基準を定める必要がある。

1 これら以外の農薬成分について飼料に残留する可能性があるものは、飼養試験等のデータを収集・整備され次第食品健康影響評価を得た後に省令化する。

(参考)

飼料作物生産にかかる農薬の適正使用について

平成18年5月29日から**ポジティブリスト制度**(全ての農薬等について、基準を超えて残留する食品の販売等原則禁止する制度)が施行される。



飼料作物生産における留意点

従来どおり、作物ごとに定められた使用量、希釈倍数、使用時期、総使用回数等を遵守する。

周辺作物への飛散(ドリフト)防止を徹底する(風の弱いときに風向きに注意して散布する等)。